

伊那市がん患者アピアランスケア助成事業実施要綱を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 3 1 日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市がん患者アピアランスケア助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、がん患者の就労及び社会参加を促進し、療養生活の質の向上に寄与するため、がん治療に伴う医療用補整具の購入に係る費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、伊那市補助金等交付規則（平成 1 8 年伊那市規則第 3 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 頭髪補整具 医療用ウィッグ、装着用ネット及び毛付き帽子をいう。
- (2) 乳房補整具 補整パッド、補整下着、専用入浴着及び人工乳房をいう。
- (3) 補整具 頭髪補整具及び乳房補整具をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第 6 条の助成の申請の日に伊那市に住所を有する者
- (2) がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受けた者又は現に受けている者
- (3) がんの治療に伴い補整具を購入した者

(助成対象補整具及び助成回数)

第 4 条 助成金の交付の対象となる補整具（以下「助成対象補整具」という。）及び助成対象者 1 人当たりの助成回数は、次の表のとおりとする。

補整具の区分	助成回数
頭髪補整具	1 回
乳房補整具	右房、左房ごとに 1 回
エピテーゼ（補整用人工物）	1 回

- 2 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前項に規定する助成対象補整具の購入費とする。ただし、附属品、ケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）並びに補整具購入のために要した交通費及び送料等は、助成対象経費としない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、助成対象経費に関して他の補助金等の交付を受けると

きは、この告示による助成金は交付しない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1に相当する額とし、2万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(その者が未成年である場合にあっては、その法定代理人)は、伊那市がん患者アピアランスケア助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 伊那市に住所があることが分かる書類又は本人確認ができる書類

(2) がんの治療(手術、薬物治療、放射線療法等)を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し

(3) 補整具の購入に係る領収書及び明細書の写し

(4) 預金通帳の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書は、助成対象補整具を購入した年度の末日までに提出しなければならない。ただし、がんの治療、症状の悪化等のやむを得ない事情により申請できないときは、翌年度に申請することができるものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊那市がん患者アピアランスケア助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

2 市長は、助成金の交付をしないと決定したときは、伊那市がん患者アピアランスケア助成金交付不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成金の取消し等)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。